説明会資料

自治労・団体生命共済抜本改正（組織討議・制度骨格案）に係る

総支部毎説明会

# 資　料

≪ 説明会の開催日と会場 ≫

| No. | 月　日 | 開　始 | 総支部 | 会　場 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 11 月 16 日(月) | 18:30～ | 県　北 | 福島市「市民会館・401 号室」 | |
| 2 | 11 月 27 日(金) | 18:30～ | 県　南 | 須賀川市「須賀川産業会館・２階研修室」 | |
| 3 | 11 月 28 日(土) | 10:00～ | 会　津 | 会津若松市「北会津公民館・２階大ホール」 | |
| 4 | 11 月 25 日(水) | 18:30～ | 浜 | 南相馬市「原町生涯学習センター・集会室」 | |
| 5 | 11 月 11 日(水) | 18:00～ | 県　職 | 福島市「県職員会館・２階会議室」 | |

自治労福島県本部・自治労福島県本部共済推進委員会

## Ⅰ　説明会次第

≪図表１≫

| No. | 時間 | 内　容 | 担　当 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 01 分 | 開　会 | 県本部①（司会進行） | |
| 2 | 08 分 | 挨　拶 | 県本部② | |
| 3 | 30 分 | 「制度骨格案」等の説明 | 県支部 | |
| 4 | 15 分 | 意見交換 | 県本部・県支部 | |
| 5 | 05 分 | まとめ | 県本部② | |
| 6 | 01 分 | 閉　会 | 県本部① | |
| 計 | 60 分 | | | |

※意見交換を「15 分」としていますが、状況に応じ延長する場合があります。

## Ⅱ　県本部・県支部担当割振り

≪図表２≫

| No. | 月　日 | 開　始 | 総支部 | 県本部① | 県本部② | 県支部 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 11 月 16 日（月） | 18:30～ | 県　北 | 志賀委員長 | 飯塚組織部長 | 坂内事務局長 |
| 2 | 11 月 27 日（金） | 18:30～ | 県　南 | 澤田書記長 | 〃 | 〃 |
| 3 | 11 月 28 日（土） | 10:00～ | 会　津 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 4 | 11 月 25 日（水） | 18:30～ | 浜 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 5 | 11 月 11 日（水） | 18:00～ | 県　職 | 齋藤書記次長 | － | 〃 |

## Ⅲ　「組織討議・制度骨格案」の説明

（添付資料）

① ＜本冊＞自治労・団体生命共済の抜本改正について（組織討議・制度骨格案）

② ＜別冊・付属資料＞自治労・団体生命共済の抜本改正について（組織討議・制度骨格案）

○本部提起資料の変遷　≪図表３≫

| No. | 提起月日 | 資料名 | 主なポイント | 摘要 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 4 月 24 日 | 組織討議案 | ○男女別・年齢群団別掛金制度の導入<br>○自治労・退職者団体生命共済の新設 | |
| 2 | 7 月 27 日 | 補強修正案 | ○高年層型（生命保障 500 万円）の導入による激変緩和措置 | |
| 3 | 10 月 16 日 | 制度骨格案 | ○経過掛金（３年間）の導入による激変緩和措置 | |

## １．制度骨格案のポイント（組織討議・補強修正案からの変更点）　≪図表４≫

| No. | 項　目 | 内　容 | 摘　要 |
|---|---|---|---|
| 1 | 基本契約・経過掛金の設定 | 全県本部において、18 歳～60 歳の組合員本人を対象に、基本契約の一律掛金（個別計算掛金）と男女別・年齢群団別掛金の併用による経過掛金を設定する。一律掛金を 3 年間逓減し、4 年目に男女別・年齢群団別掛金に一本化する。 | |
| 2 | がん保障特約の付帯方法変更 | 全県本部において、51 歳～60 歳の組合員本人・既加入者を対象に、改正初年度 1 回限り選択可能な経過措置メニュー（50 倍、80 万円限度、４年間）を設定する。 | |
| 3 | 長期共済 退職後共済の取り扱い | 退職後共済の定期保障（医療・遺族）は、４年間の経過措置期間を設定し、2026 年 5 月末をもって新規移行を停止する。 | |
| 4 | 単組事務負荷の軽減 | 「① 申込受付事務・掛金収納事務」と「② 自治労・退職者団体生命共済に関わる事務」に分類整理した。 | |

## ２．変更点の説明

### （1）基本契約・経過掛金の設定

① 激変緩和措置の概要　≪図表５≫

| No. | 項　目 | 制度の趣旨 | 選択者 | 対象者 | 措置期間 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 経過掛金の導入 | 性別や年齢による新制度掛金の変動に対して、制度改正後から３年間にわたって「経過掛金」を導入し、現行掛金から新制度掛金へゆるやかに増加、減少させていく。 | － | 18 歳～60 歳<br>組合員本人<br>（全員摘要） | ３年間 |
| 2 | がん保障（50 倍）の任意選択 | 改正後の団体生命共済は、「がん保障特約」が一律付帯されるが、これにより掛金の上昇幅が大きくなる中高年層は新制度初年度１回に限って、県本部のメニューより少額の入院日額 50 倍（10 万単位・80 万円限度）のがん保障の任意選択ができることとする。 | 51 歳～60 歳<br>組合員本人<br>（既加入者、任意選択） | | ４年間 |
| 3 | 高年層型の導入 | 県本部の選択により、通常の最低保障額より低い「高年層型」を設定できる。<br>生命保障　400 万円～1,000 万円<br>入院日額　3,000 円～9,000 円 | 県本部<br>任意選択 | 56 歳～60 歳<br>組合員本人<br>（既加入者） | |

② 経過掛金（例）

算出条件　≪図表６≫

| No. | 改定掛金等の算出条件 | | 選択内容 | 摘　要 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 性別 | | 男性 | |
| 2 | がん保障特約「200 倍」の加入限度 | | 100 万円 | 100 か 200 万円 |
| 3 | がん保障特約「50 倍」（3,000 円×50 倍≒20 万円） | | 使用 | 現行 20 万円 |
| 4 | 最低保障額 | 生命保障 | 600 万円 | 現行通り |
| 5 | | 医療保障（入院日額） | 3,000 円 | 現行通り |
| 6 | 高年層型 | 生命保障 | 400 万円 | 400 か 500 万円 |
| 7 | | 医療保障（入院日額） | 3,000 円 | |

≪図表７-a≫　死亡保障 600 万円、医療保障 3,000 円　＋　がん保障（50 倍）20 万円（男性）

| 経過措置年数 | | 1 年目 | 2 年目 | 3 年目 | 4 年目 | 5 年目 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 年　齢 | | 51 歳 | 52 歳 | 53 歳 | 54 歳 | 55 歳 |
| 現行掛金　a | | 3,020 円（D型） | | | | |
| 当初案 | 掛金　b | 3,826 円 | | | | |
| | 増加　b-a=c | 806 円 | | | | |
| | 増加率　c/a | 26.7% | | | | |
| 経過措置 | 旧制度掛金 | 600 万円 | 400 万円 | 200 万円 | 0 万円 | 0 万円 |
| | 新制度掛金 | 0 万円 | 200 万円 | 400 万円 | 600 万円 | 600 万円 |
| | 掛金　d | 3,242 円 | 3,302 円 | 3,362 円 | 3,422 円 | 3,826 円 |
| | 対現行増加 | 222 円 | 282 円 | 342 円 | 402 円 | - |
| | 対現行増加 | 7.4% | 9.3% | 11.3% | 13.3% | 26.7% |

≪図表７-b≫

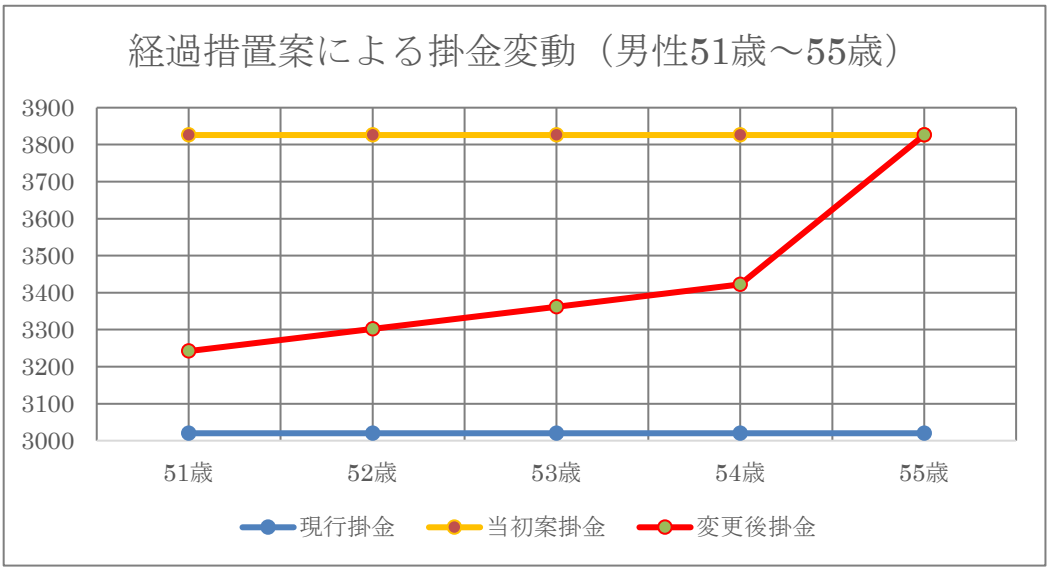


≪図表８-a≫　死亡保障 400 万円、医療保障 3,000 円　＋　がん保障（50 倍）20 万円（男性）

| 経過措置年数 | | 1 年目 | 2 年目 | 3 年目 | 4 年目 | 5 年目 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 年　齢 | | 56 歳 | 57 歳 | 58 歳 | 59 歳 | 60 歳 |
| 現行掛金　a | | 3,020 円（D型） | | | | |
| 当初案 | 掛金　b | 5,124 円 | | | | |
| | 増加　b-a=c | 2,104 円 | | | | |
| | 増加率　c/a | 69.7% | | | | |
| 経過措置 | 旧制度掛金 | 400 万円 | 400 万円 | 200 万円 | 0 万円 | 0 万円 |
| | 新制度掛金 | 0 万円 | 0 万円 | 200 万円 | 400 万円 | 400 万円 |
| | 掛金　d | 3,148 円 | 3,148 円 | 3,428 円 | 3,708 円 | 5,124 円 |
| | 対現行増加 | 128 円 | 128 円 | 408 円 | 688 円 | 2,104 |
| | 対現行増加 | 4.2% | 4.2% | 13.5% | 22.8% | 69.7% |

≪図表８-b≫

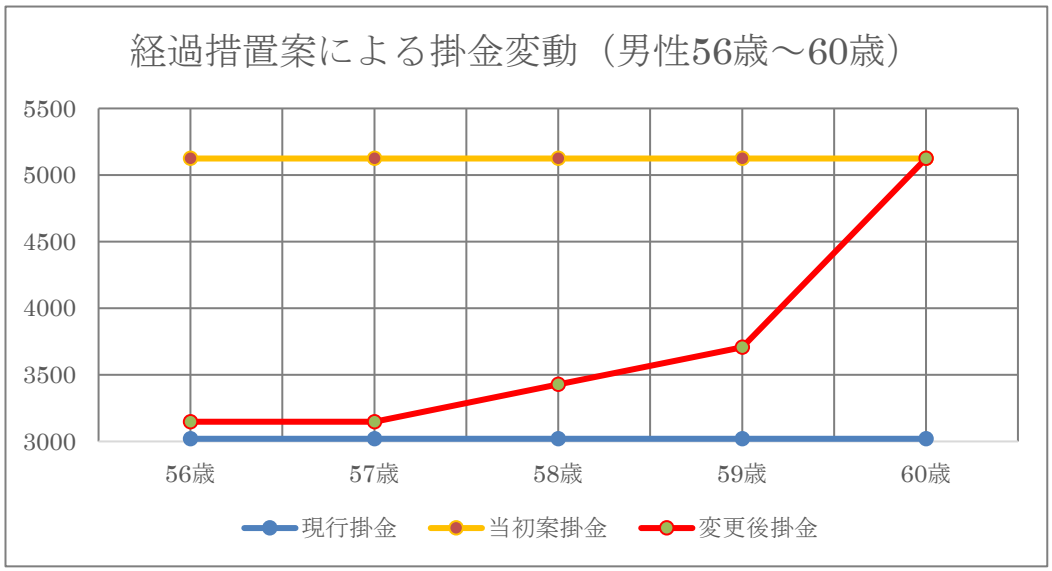


③ 経過措置による適用対象者と期間　≪図表９≫

| | 年齢 | 経過措置<br>１年目 | 経過措置<br>２年目 | 経過措置<br>３年目 | 経過措置<br>４年目 | 経過措置<br>終了 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 18～60 歳 | １．経過掛金 | | | 新制度掛金 | |
| 任意 | 51～60 歳 | ２．がん保障（50 倍 10 万単位）（経過措置１年目のみ選択可能） | | | | － |
| | 56～60 歳 | ３．高年層型 | | | | － |

④ 掛金と保障内容（男性の場合）　≪図表 10≫

| | 年齢 | 適用<br>掛金 | 経過<br>１年 | 経過<br>２年 | 経過<br>３年 | 適用<br>掛金 | 経過<br>４年 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 18-35 | 経過<br>掛金 | 2, 498 | 2, 238 | 1, 978 | 新制度<br>掛金 | 1, 718 |
| | 36-40 | | 2, 604 | 2, 384 | 2, 164 | | 1, 944 |
| | 41-45 | | 2, 878 | 2, 698 | 2, 518 | | 2, 338 |
| | 46-50 | | 3, 164 | 3, 084 | 3, 004 | | 2, 924 |
| 任意選択 | 51-55 | 経過 | 3, 646 | 3, 706 | 3, 766 | 新制度 | 3, 826 |
| | | 経・が | 3, 242 | 3, 302 | 3, 362 | 新・が | 3, 422 |
| | 56-60 | 経過 | 4, 284 | 4, 564 | 4, 844 | 新制度 | 5, 124 |
| | | 経・が | 3, 668 | 3, 948 | 4, 228 | 新・が | 4, 508 |
| | | 経・高 | 3, 764 | 3, 764 | 4, 044 | 新・高 | 4, 324 |
| | | 経・が高 | 3, 148 | 3, 148 | 3, 428 | 新・が高 | 3, 708 |

| 死亡<br>保障 | 入院<br>保障 | がん<br>保障 |
|---|---|---|
| 600 万円 | 3, 000 円 | 60 万円 |
| | | 20 万円 |
| | | 60 万円 |
| | | 20 万円 |
| 400 万円 | | 60 万円 |
| | | 20 万円 |

⑤ 掛金と保障内容（女性の場合）　≪図表 11≫

| 年齢 | 適用掛金 | 経過１年 | 経過２年 | 経過３年 | 適用掛金 | 経過４年 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 18-35 | 経過掛金 | 2,750 | 2,450 | 2,150 | 新制度掛金 | 1,850 |
| 36-40 | | 2,980 | 2,720 | 2,460 | | 2,200 |
| 41-45 | | 3,118 | 2,898 | 2,678 | | 2,458 |
| 46-50 | | 3,184 | 3,024 | 2,864 | | 2,704 |
| 任意選択 51-55 | 経過 | 3,376 | 3,316 | 3,256 | 新制度 | 3,196 |
| | 経・が | 2,992 | 2,932 | 2,872 | 新・が | 2,812 |
| 任意選択 56-60 | 経過 | 3,626 | 3,666 | 3,706 | 新制度 | 3,746 |
| | 経・が | 3,202 | 3,242 | 3,282 | 新・が | 3,322 |
| | 経・高 | 3,106 | 3,106 | 3,146 | 新・高 | 3,186 |
| | 経・が高 | 2,682 | 2,682 | 2,722 | 新・が高 | 2,762 |

| 死亡保障 | 入院保障 | がん保障 |
|---|---|---|
| 600 万円 | 3,000 円 | 60 万円 |
| | | 20 万円 |
| | | 60 万円 |
| | | 20 万円 |
| 400 万円 | | 60 万円 |
| | | 20 万円 |

**（２）がん保障特約の付帯方法変更**

がん保障特約の付帯方法は、つぎのいずれかを県本部単位で選択します。

（A）入院日額 200 倍・200 万円限度（組織討議・補強修正案）

（B）入院日額 200 倍・100 万円限度（制度骨格案で追加）

≪図表 12≫

| 入院日額 | 全国統一メニュー（県本部単位の選択による） | | |
|---|---|---|---|
| | 200 倍の額 | がん保障額 | |
| | | （A）200 万円限度 | （B）100 万円限度 |
| 3,000 円(現行D型) | 60 万円 | 60 万円 | 60 万円 |
| 5,000 円(現行H型) | 100 万円 | 100 万円 | 100 万円 |
| 7,000 円(現行K型) | 140 万円 | 140 万円 | 100 万円 |
| 10,000 円(現行M型) | 200 万円 | 200 万円 | 100 万円 |
| 15,000 円 | 300 万円 | 200 万円 | 100 万円 |

※≪図表 12≫は、組合員本人か配偶者の場合です。
こどもの場合は、（B）の 100 万円限度となります。

【ポイント】

① 組織討議・補強修正案では、「200 倍・200 万円限度」だけでしたが、「200 倍・100 万円限度」が選択できるようになりました。これにより掛金が下がります。

② 改正初年度 1 回限り選択可能となっています。

【福島の場合】

① 現行、がん保障は「一律 20 万円」を付帯しています。仮に、≪図表 12≫の（B）を選択した場合、がん保障は「60 万円～100 万円」となります。

② 福島においては、「団体生命共済を補完する商品」としてアフラックと協定を結び、がん保険を推進してきました。仮に、≪図表 12≫の（B）を選択した場合、がん保障が現行「20 万円」から「60 万円～100 万円」となります。また、改正後は医療保障コースが選択できるようになります。アフラックのがん保険等の扱いをどうしていくのか、今後、議論が必要となります。

## （3）長期共済 退職後共済の取り扱い

≪図表 13≫

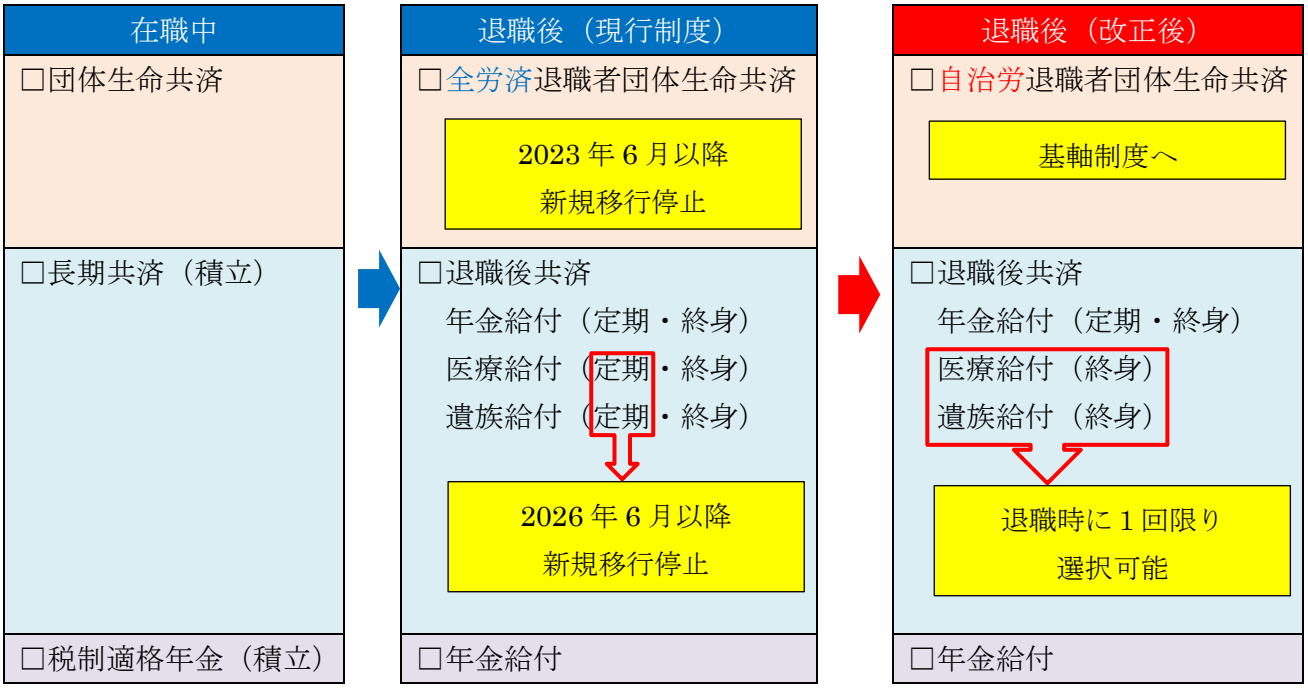


## （4）単組事務負荷の軽減

≪図表 14≫

| No. | 項　目 | 内　容 | 摘要 |
|---|---|---|---|
| 1 | 申込受付事務 | ① 組合員または単組がホームページで掛金試算する機能<br>② 組合員または単組がホームページで掛金試算した内容を申込書として出力する機能<br>③ 職域 web で掛金額を打ち出した申込書を出力する機能 | |
| 2 | 掛金収納事務 | ① 本部での集計額を「掛金案内」として毎月単組に通知（送付）<br>② 単組は、本部での「掛金案内」作成以降の異動分を反映した当月の掛金額を県支部に報告し、本部に送金。この際に「種目別・型別集計表（明細）」による集計件数の報告は不要<br>③ 「掛金案内」の内訳としての全契約明細、および前月からの異動明細を「掛金案内」と併せて単組に提供<br>④ 全契約明細および異動明細はデータ媒体および紙媒体の両方を想定<br>⑤ 本部集計額と単組集計額に相違がある場合はこれら明細を使って調査。明細比較のためのツール、方法は検討 | |
| 3 | 自治労･退職者団体生命共済に関わる事務 | ① 移行加入事務<br>自治労・退職者団体生命共済の申込書の配付や受領、口座振替不能時の問合せなど、移行加入時の事務は単組が行う。<br>② 移行後の継続加入などの事務<br>継続加入時における申込書の配付（送付）や受領、口座振替不能時の通知・問合せなど、移行後の事務は本部が担う。 | |

### ３．今後、県本部で選択が必要となる項目

≪図表 15≫

| No. | 項　目 | 説　明 | 現　行 |
|---|---|---|---|
| 1 | 組合員本人（18～60 歳）の最低保障額（型・コース） | ① 生命保障・型・600～1,000 万円<br>② 医療保障・コース・3,000～9,000 円 | D型　生命保障 600 万円、医療保障 3,000 円 |
| 2 | 若年層型の設定有無 | ① 18 歳～30 歳、生命保障 300 万円、医療保障 3,000 円、がん保障 60 万円<br><br>※ 若年層型経過措置メニュー<br>3 年間のみ生命保障 100 万円 | 未導入<br>（理由）<br>①組合員間の不公平感が増す。<br>②型下げ希望者に対する説明労力が増す。<br>③設定年齢を超えると掛金が上昇するため、低額の制度改正要求につながる。 |
| 3 | がん保障付帯 | ① 入院日額 200 倍・200 万円限度<br>② 入院日額 200 倍・100 万円限度<br>※中高年層組合員本人の選択<br>入院日額 50 倍・80 万円限度（４年間） | 一律 20 万円付帯 |
| 4 | 高年層型の設定有無および設定額 | ① 生命保障 400 万円か 500 万円<br>※医療保障は、全国統一メニューの医療保障（コース） | なし |

## Ⅳ　制度骨格案に対する意見集約

自治労本部から 11 月 9 日付けで、制度骨格案に対する「意見集約期限」を 12 月 9 日（水）とする旨、通知がありました。これを受け、県本部として、12 月 4 日（金）正午を期限として、各単組からの意見を求めます。期間のない中ではありますが、各単組における積極的な議論と意見書提出をお願いします。

なお、改めて意見書様式を含め意見集約について発文を行います。

### １．県本部への意見提出期限等

≪図表 16≫

| 月日・曜 | 内　容 | 摘　要 |
|---|---|---|
| **12 月 4 日（金）正午** | **各単組意見提出期限（期限厳守でお願いします）** | |
| 12 月 7 日（月） | 内局会議において県本部意見確認 | |
| 12 月 9 日（水） | 自治労本部へ意見提出 | |
| 12 月 18 日（金） | 共済推進県代会議（骨格案確認） | |
| 12 月 21 日（月） | 意見書、12 月 18 日の結果（本部回答）を各単組へ送付 | |

## ２．単組における意見集約にあたってご留意いただきたい点

① 次の「３.」に記載のとおり、県本部の第二次意見で要求してきたことが、今回の制度骨格案において、ある程度採り入れられています。

② 12 月 18 日（金）の共済推進県代会議において制度骨格案を確認（確定）し、システム要件を確定させたいという自治労本部の考え方からすると、制度骨格案に対する各県からの意見を集約しても、制度そのものについては大きな修正はしないものと思われます。

③ 県本部の第二次意見でも要求しましたが、単組事務負荷増による財政支援策に関しては、「事務手数料の増額はできない」との回答を得ています。一方、自治労本部においては現行の共済推進県本部交付金（本県においては、既に各単組へ交付対応）制度を次のように改正し、対応する考えです。

（抜粋）
2022 年６月の制度改正まで（前期）と制度改正以降（後期）の２期に分けて見直しを行う。
① 前期においては、交付金の活用方法について見直しを行い、単組における新制度の組合員理解の醸成の取り組みや制度改正時につなげる推進活動の強化に対しての費用支援を活用の範囲に位置付ける。
② 後期においては、制度改正の主課題である若年層組合員の加入拡大に重点を置き、単組における取り組みの強化と高年層加入者の保障引き下げに伴う単組事務手数料の減少を補うことを目的に据える（交付金総額の拡大）。

④ 単組事務負荷の軽減策については、12 月 18 日に確定させるものではなく、「引き続いて検討を行う」旨の回答を得ています。

なお、今後、単組抽出による軽減策検討に係るプロジェクトチームが編成され、継続して議論がなされる予定です。抽出の対象となっている単組は、先の単組事務調査にご協力いただいた６単組です。プロジェクトチームの会議はＷＥＢ会議となり、県本部へお出でいただいて対応していただくこととなるため、県職連合さんと、福島市職労さんへ要請を行っていることを申し添えます。

以上のことから、各単組における意見集約にあたっては、『事務負荷軽減策』を中心に議論をお願いしたいと思います。

## ３．制度骨格案に対する県本部の考え方

10 月 16 日の第１回県本部代表者会議で提起された「制度骨格案」のポイントは高年層の激変緩和を目的とした①経過掛金の設定、②がん保障特約「50 倍」（51 歳～60 歳、20 万円～80 万円、４年間）の設定、③生命保障 400 万円の設定（56 歳～60 歳、４年間）、そして④単組事務負荷の軽減となります。これらについての、現時点における県本部の意見は次の通りです。今後の、各

単組における議論の参考としてください。

≪図表 17≫

| No. | ポイント | 県本部の意見 | 摘要 |
|---|---|---|---|
| 1 | 経過掛金の設定 | ① 県本部の第二次意見において「５年程度の期間設定による激変緩和措置」を求めてきたところであり、制度骨格案の「経過掛金」はこれに相当するもので、評価できます。<br>② 経過掛金の導入により、経過期間中、毎年組合員全員の掛金が変わることになり単組事務負荷は更に増すことになります。今後、更なる単組事務負荷軽減策を求めていく必要があります。 | |
| 2 | がん保障特約 50 倍（20 万円）の設定 | ① 本県においては、現行一律 20 万円のがん保障を付帯しています。51 歳以降の掛金上昇を抑制するために、50 倍（20 万円～80 万円、４年間）の設定がなされたことは、評価できます。<br>② ただし、選択方法は、「組合員本人が改正初年度１回限り選択可能」となっていますが、経過措置期間中に改めて制度を知り、切り替えを求める組合員も出てくるものと思われます。これらの組合員の救済措置を講ずるべきです。 | |
| 3 | 生命保障 400 万円の設定 | ① 県本部の第二次意見において「高年層型の最低保障額について 300 万円型・400 万円型」を求めてきたところであり、制度骨格案で「400 万円型」の設定がなされたことは、一定の評価ができます。<br>② ただし、経過措置期間中に改めて制度を知り、「型下げ」を求める組合員も出てくるものと思われます。これらの組合員の救済措置として例月による型下げを認めるべきです。 | |
| 4 | 単組事務負荷の軽減 | ① 制度骨格案で「申込受付事務」「掛金収納事務」「自治労・退職者団体生命共済に関わる事務」に整理し、それぞれ事務負荷軽減策が記載されていることについては、一定の評価ができます。<br>② しかし、「1」のとおり、経過掛金の導入により、更に単組事務負荷が増すことになるため、引き続き単組事務負荷軽減策を求めていく必要があります。 | |

## Ⅴ　抜本改正に関するスケジュール

※2021 年 1 月以降は、あくまでイメージとして捉えてください。

≪図表 18≫

| 月日 | 曜 | 自治労・共済本部 | 県本部・県支部 | 総支部 | 単　組 |
|---|---|---|---|---|---|
| 10/15 | 木 | | 執委で第二次意見決定 | | |
| 10/16 | 金 | 共済推進県代会議<br>①制度骨格案提起・協議 | 定期大会後の単代会議で第二次意見説明 | | |
| 10/19 | 月 | 共済事務局長会議 | 第二次意見本部提出 | | |
| 10/20 | 火 | | 制度骨格案を県本部 HP 掲載・単組通知 | | |
| 10/22 | 木 | 地連事務局長会議 | | | |
| 11/11 | 水 | 地連県本部・県支部合同会議 | | 制度骨格案説明会（県職） | |
| 11/13 | 金 | | 県本部共済推進委<br>共済担当役職員会議 | | 制度骨格案組織討議 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 11/16 | 月 | | | 制度骨格案説明会（県北） | |
| 11/17 | 火 | 共済事務局長会議 | | | |
| 11/25 | 水 | | | 制度骨格案説明会（浜） | |
| 11/26 | 木 | 理事会・代表委員会 | | | |
| 11/27 | 金 | | | 制度骨格案説明会（県南） | |
| 11/28 | 土 | | | 制度骨格案説明会（会津） | |
| 12/4 | 金 | | | | 意見提出期限（正午） |
| 12/9 | 水 | | 自治労本部へ意見提出 | | |
| 12/18 | 金 | 共済推進県代会議<br>①制度骨格案協議・確認<br>②システム要件確定<br>③各県メニュー・実務課題の検討開始 | | | |
| 12/21 | 月 | | 意見書、12/18 の結果（本部回答）を各単組へ送付 | | |
| 12 月 | | | ①新メニュー（案）検討<br>・若年層型（有無）<br>・最低保証額<br>・生命保障型<br>・医療保障コース<br>・高年層型（有無） | | |
| 2021 年 1 月 | | | | | |
| 2 月 | | | 県本部臨時大会<br>①新メニュー等組織討議案決定 | 総支部毎の単組担当役職員向け説明会<br>①新メニュー等組織討議案<br>②実務課題等の集約 | 新メニュー等組織討議 |
| 3 月 | | | | | |
| 4 月 | （下旬）共済推進県代会議<br>①最終意見集約<br>②認可内容に基づく制度改正案の最終確認 | | 新メニュー等への意見集約・修正作業 | | |
| 5 月～6 月 | ブロック別共済推進県本部・県支部合同会議<br>①新制度の詳細内容に関する周知、意見交換<br>②各県のメニュー内容確認 | | | | |
| 6 月末 | システム改正完了<br>申込書作成開始 | | | | |
| 7 月 | | | 県本部中央委員会<br>①新メニュー等決定<br>②新制度による推進方針組織討議案決定（がん | 総支部毎の単組担当役職員向け説明会<br>①新制度による推進方針組織討議案 | 新制度による推進方針組織討議 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 保険の対応を含む) | | |
| 8 月 | | | | |
| 9 月 | | | | |
| 10 月 | | 県本部定期大会<br>①新制度による推進方針決定(がん保険の対応を含む) | | |
| 11 月 | | | | 組合員への新制度説明会 |
| 12 月 | (末) システム改正完了 | | | |
| 2022 年 1 月 | 6 月発効の申込書作成開始 | | | |
| 2 月 | | | | |
| 3 月 | | | | |
| 4 月 | | | | |
| 5 月 | | | | |
| 6 月 | 新制度・契約発効 | | | 新制度による募集開始 |
| 7 月 | | | | |
| 8 月 | | | | |
| 9 月 | | | | |
| 10 月 | | 新制度による契約発効 | | |

# Ⅵ　その他

## 1．県本部第二次意見に対する自治労本部見解

※ 47 県本部（社保労含む)、約 750 項目にわたる第二次意見が提出され、これらの意見を趣旨の範囲でグルーピング、表現修正等を行っているので、提出した意見の文言と異なっている箇所があります。

≪図表 19≫

| No. | 意見内容 | 自治労本部の見解 | 摘要 |
|---|---|---|---|
| 1．全員加入による助け合いの制度化 | | | |
| ① | 告知事項に該当する組合員（準通常就業者・非通常就業者）の最低保障額に加入できる仕組みを継続することについては、助け合いの共済制度の根幹であり理解できる。 | 自治労・自治労共済本部は、各県本部と力を合わせ、組合員の全員加入の実現による「助け合いの共済制度」である最低保障額を堅持していきたいと考えています。 | |
| 2．若年層の掛金引き下げと、中高齢層の掛金引き上げ幅の抑制 | | | |
| ① | 掛金が引き上げとなる組合員に対して、不利益にならないように現行の団体生命共済制度の一定期間の存続など、激変緩和・経過措置を求めます。 | ご意見をふまえ、制度骨格案では、つぎの激変緩和策を提起します。<br>① 激変緩和策の優先順位は、基本契約・経過掛金（3 年間）で加入者全体に対して掛金の逓増・逓減方式を取り入れ、 男性・高年層の掛金抑制を図ります。<br>② つぎに、組合員本人・51～60 歳の既加入者を対象に、2022 年 6 月制度改正実施後の最初の更新月 1 回だけ、がん保障 50 倍の組合員選択を可 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 能とし、掛金抑制を図ります。<br>③ その結果、全ての県本部で、改正掛金引き上げの最も大きい男性・56～60 歳の既加入者に対して、最低保障額から▲100 万円・▲200 万円の高齢層型を設定すれば、制度改正実施 1 年目の掛金引き上げが、合意形成可能な掛金引き上げ水準となるように制度設計します。【一部の県本部では、医療保障（コース）について、入院日額の高年層型（保障額の引き下げ）を必要とする場合があります。】 | |
| ② | 男女同一掛金の再検討を行っていただきたい。 | 団体生命共済抜本改正のコンセプトは、「掛金と負担のバランスの見直しによる団体生命共済の公平性・健全性・持続性の確保」です。男女同一・年齢層別掛金のもたらすものは、男女・年齢層間の助け合いであり、18～45 歳（26 年間）は男性が女性を支え、46～85 歳（40 年間）は女性が男性を支える、逆選択の可能性を持った団体生命共済となります。自治労・自治労共済推進本部がいま問われていることは、長期低落傾向のきっかけとなった、「2002 年 7 月生協事業化と同じ轍を踏まない」ことだと考えます。 | |
| 3．自治労・退職者団体生命共済の新設による生命・医療保障体系の再構築 | | | |
| ① | 掛金の払込方法について、月払いや長期共済の積立を利用した一括払いの検討を要請します。 | 新設する自治労・退職者団体生命共済は、全労済団体生命共済事業規約の中で制度設計を行っています。事業規約では、団体生命共済は共済期間について 1 年を原則としており、共済掛金の払込方法は、月払い・半年払い・年払いと限定されています。そのため、月払いの場合、口座振替手数料のコスト問題、長期共済積立金を利用する一括払いの場合は、共済制度の違いによる事業規約上の制約が想定されます。引き続き、研究・検討課題とさせていただきます。 | |
| 5．全国統一メニュー体系の実現と事業経費の削減 | | | |
| ① | 全国統一メニューを実現し、県支部・単組の事務負担の軽減を図って欲しいが、より一層の「単組事務負荷の軽減」策の検討を要請します。 | 男女別・年齢群団別掛金の導入による影響の大きい申込受付事務・掛金収納事務を中心に、ご意見をいただきながら「単組事務負荷の軽減」策の検討を進めます。 | |

## 2．他県本部の特徴的な意見と本部見解

≪図表 20≫

| No. | 意見内容 | 自治労本部の見解 | 摘要 |
|---|---|---|---|
| 1．全員加入による助け合いの制度化 | | | |
| ① | 告知事項に該当する組合員が最低保障額に加入できる仕組みを継続することは理解します。そのうえで組織加入の要件の緩和を要望します。 | 最低保障額に加入できるのは、「全員加入団体」に限られた取り扱いとなりますが、自治労・団体生命共済では、非通常就業者が最低保障額に加入できる取り扱いを「加入率 80%以上の組織加入団体」に緩和しています。「集団加入団体」においても準通常就業者が最低保障額に加入できる緩和策を講じています。これらの制度要件の到達地点と現状の加入率が減少している傾向を考慮すると、さらなる条件の緩和は困難と言わざるを | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 得ない状況です。 | |
| ② | 自治労共済事業が成り立たなくなることは、自治労組合員の生活保障を守れなくなり、組織が弱体化することになります。これまでの自治労運動と車の両輪で取り組む共済活動では、とりわけ、団体生命共済の加入減少に歯止めがかからず、共済本部および 47 県支部組織運営の存亡や各単組の事務手数料の確保など危機的状況になると重く受け止め、改めて理解します。 | 団体生命共済抜本改正を実現し、各県本部と連携して、労組と共済における若年層の加入拡大を実現し、組織強化に取り組んでまいります。 | |
| 2．若年層の掛金引き下げと、中高齢層の掛金引き上げ幅の抑制 | | | |
| ① | 35 歳以下の若年層の掛金抑制については、グループ保険対策の観点から長年の課題が一定整理されることについて支持します。 | 掛金と給付のバランスを見直し、若年層の掛金を大幅に引き下げるために、「一律掛金」を廃止し、「2 段階・4 段階」の 2 種類ある掛金体系を「男女別・年齢群団別掛金」に一元化することとしています。制度骨格案において提起する男性・高年層の激変緩和策のうち、制度改正後 3 年間設定する基本契約・経過掛金によって、若年層の掛金引き下げ幅が小さくなる影響が生じますが、引き続き、価格競争力の向上に努めてまいります。 | |
| ② | 負担を強いられる中高齢者の掛金抑制を希望しますが、監督指針が定める被共済者群団間等の公平性に抵触してしまうことにより困難だということであり、高年齢層型の導入による抑制対策もやむを得ないと考えます。 | 制度骨格案では、男性・高年層の激変緩和策については、団体生命共済抜本改正のコンセプトである「公平性・健全性・持続性」は堅持しつつ、3 年間の基本契約・経過掛金を導入して加入者間の逓減・逓増方式を取り入れることや、がん保障の付帯方法の変更、高年層型の導入を提起します。これにともない、メリットの反面、基本契約・経過掛金を導入する制度改正後 3 年間は女性・若年層の掛金引き下げ幅が小さくなること、制度改正後 5 年間は制度が複雑になることなど、デメリットも生じることについて、さらなるご理解をお願いします。 | |
| 3．自治労・退職者団体生命共済の新設による生命・医療保障体系の再構築 | | | |
| ① | 自治労・退職者団体生命共済における退職組合員の承認基準（自治労共済生協定款）の緩和について退職組合員の承認基準のうち、「25 年以上勤続」部分の緩和を求める。 | 「退職組合員の承認基準」は、厚生労働省と相談の上、実際の取り扱いについて定めた内規です。承認基準の緩和は、行政対応上、極めて困難な課題と考えます。 | |
| ② | 退職者によっては、①死亡保障を必要としない組合員もいる、②配偶者を先行し移行している組合員もいることから、退職後共済の「定期保障」の存続を求めます。 | 退職後共済の定期保障（医療・遺族）の新規移行停止については、長期共済の既契約者の既得権についての法的検証を行い、自治労・退職者団体生命共済で保障内容がカバーできるとの判断から、提起しましたが、存続を希望される意見をふまえ、「4 年間の経過措置期間後に新規移行停止」をすることとします。<br>① 死亡保障について<br>自治労・退職者団体生命共済では、最低共済金額である死亡 100 万円にご加入いただければ、70 歳まで 7,000 円、80 歳まで 5,000 円の医療保障を選択いただける点をアピールポイントにしていきたいと考えます。なお、補強修正案および補強修正案の考え方（別冊）の中でお示ししている、自治労・退職者団体生命共済と退職後共済の定期 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 保障（医療・遺族）の保障内容・掛金の比較における、自治労・退職者団体生命共済の優位性について、引き続き、周知を図ってまいります。<br>② 先行移行について<br>制度改正前に配偶者が退職後共済に先行移行し、契約者本人は制度改正後に退職となるケースについては、契約者本人は新設する「自治労・退職者団体生命共済」に移行いただくことを、配偶者先行移行の条件とする予定です。 | |
| ４．組合員ニーズに沿った医療保障改善など | | | |
| ① | がん保障はやはりニーズに応じられる任意付帯にすべき。掛金にも直結する。 | 制度改正後の団体生命共済は、男女別・年齢群団別掛金の導入と自治労・退職者団体生命共済の新設を柱とする抜本改正により、ライフプランに基づくメイン保障として、生命・医療保険やがん保障を必要としない、簡素かつ安価な生命・医療の総合保障制度となります。 | |
| ５．全国統一メニュー体系の実現と事業経費の削減 | | | |
| ① | 基本型を型セット廃止にした場合、自治労本部方針の組合加入イコール基本型全員加入の方針の実現は難しくなると考えます。型セットを継続することを要請します。 | 基本型の組合員全員加入は、自治労・自治労共済の最重要の推進方針となっています。パンフレットの表記や事務システムの工夫、また、総合共済基本型の取り組み意義についての学習会資料の豊富化等に取組み、型セットを行わなくても総合共済基本型全員加入が維持できるよう努力していきます。 | |

## Ⅶ　意見交換